

# 「前橋市空家等対策の推進及び空家等の活用の促進に関する条例」の改正に係るパブリックコメント

(意見募集) 資料

平成29年7月

前橋市建設部建築住宅課

【参考】この部分は、意見募集の対象ではありません。

## 〈条例の改正の趣旨〉

本市は、平成27年6月に本条例を施行を施行し、同年12月には、県内初となる空家等対策計画を策定しました。

また、本市では、空き家利活用ネットワークや空き家対策補助制度を実施するとともに、特定空家等（適切な管理がされておらず、倒壊など、周辺的生活環境に影響を及ぼすおそれのある空き家）に対しては、法律に基づき、所有者に対し、助言・指導、勧告、命令などの必要な措置を講じています。

さらに昨年7月には、所有者が不明な特定空家等に対して、略式代執行を行うなど、積極的な空き家対策に取り組んでいます。

今回のパブリックコメントは、本市の空き家対策を定めた空家等対策計画の変更及び実施等に関し意見をいただくために設置している「前橋市空家等対策協議会」の委員を増員することにより、複雑化・多様化する空き家問題に対応しようとするものです。

次ページが、ご意見をお寄せいただきたい項目です。

**募集期間** 平成29年7月3日(月)から平成29年7月28日(金)まで  
**提出方法** 意見提出用紙に意見を記入し、市役所（8階建築住宅課、2階情報公開コーナー）、各支所又は各市民サービスセンターに提出するか、建築住宅課へ郵送、ファックス又は電子メールにより提出してください。

※詳しくは、意見提出用紙の裏面をご覧ください。

**問い合わせ先** 〒371-8601

前橋市大手町二丁目12番1号

前橋市建設部建築住宅課

電話 027(898)6833

FAX 027(243)3512

メールアドレス jutaku@city.maebashi.gunma.jp

〈前橋市空家等対策の推進及び空家等の活用の促進に関する条例の改正の内容〉

空家等対策協議会の委員の定数を「17人以内」から「18人以内」に改める。

【解説】「空家等対策協議会」は、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定により組織する協議会で、本市が策定した空家等対策計画の変更や実施に関する協議を行うものです。

現在は、委員の定数は「17人以内」と定められていますが、空き家の問題は多岐に渡り、今後も、より複雑化・多様化することが予想されるから、新たに1人の委員を追加し、「18人以内」とするものです。

なお、改正後の条例は、公布の日から施行することとし、また、改正により新たに委嘱した委員の最初の任期は、他の委員の任期（平成30年8月25日まで）と同一とします。